

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第37号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項本文中「第1項第9号」を「第1項第8号」に改め、「別に」の右に「市長が」を加え、同項ただし書中「第1項第9号」を「第1項第8号」に、「同項第16号」を「同項第15号」に、「第17号」を「第16号」に、「別に定める」を「別に市長が定める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)